別紙－３（施工管理共同体運用基準）

施工管理共同体運用基準

第１　趣旨

この運用基準は､施工管理業務ごとに結成される施工管理共同体により業務を行う場合に適用する。

第２　構成員の数

施工管理共同体の構成員（以下「構成員」という。）の上限は設けないが、技術力を結集して業務を実施することを念頭に置き、必要以上に細分化しないこと。

第３　組合せ

構成員の組合せは、施工管理業務に対応する業種区分の有資格者の組合せとする。

第４　構成員の要件

１　業務実績

構成員の代表者は、元請としての当該業務の業務実績を有していなければならない。なお、構成員の代表者以外においては、この限りではない。

２　管理技術者

構成員の代表者は、代表者に所属する者から当該業務に対応する管理技術者を配置するものとする。

３　業務の分担

構成員は、業務の分担を運営委員会で定める。

４　出資条件

(1)各構成員は、管理員を１名以上派遣しなければならない。

(2)金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、運営委員会で協議して評価する。

５　代表者の要件

構成員の代表者（以下「代表者」という。）は、次の要件を満たす者でなければならない。

(1)代表者は、運営委員会において決定された者とする。

(2)代表者に所属する者から、管理技術者から選出するものとする。

第５　施工管理共同体協定書

施工管理共同体を結成する場合の施工管理共同体協定書は、別紙－1（施工管理共同体協定書標準例）を参考に作成すること。